

○ 中小企業の販路拡大費を補助

オンラインを含む展示会の出展やECモールへの新規出店費用の一部を補助します。

※市内に主たる事業所がある中小企業者や中小企業団体

対象経費・補助率＝本年中に開催された見本市などの出展小間料や装飾費、オンライン登録料などの3分の1（上限20万円。大規模展示会出展時は25万円）

申請書の配布＝本市ホームページで1月4日（火）～31日（月）に市役所産業

政策課（☎027・898・6983）へ直接

○ 研修費や資格取得費を補助

社外研修など人材育成の費用の一部補助します。上限は7万円です（オンラインや通信教育を活用したか、事業継続力強化計画を策定済みの場合は上限10万円）。

※市内に事業所がある中小企業者
対象経費・補助率＝本年中に講習や資格取得が完了し、企業が支払った受講料や資格試験受験料、講師謝礼などの2分の1以内（小規模企業者は3分の2以内）

1 T化推進補助金・設備投資促進補助金
3期申請を受け付け

新型コロナウイルス感染症拡大を受けた事業者支援として、各補助金の第3期申請を受け付けます。平成30年度から本年度まで各補助金に採択された人も対象です。予算を上回る申請があった場合は抽選を実施します。

※市内に事業所がある会社や個人事業主、組合
対象経費・補助率＝〈① I T化推進補助金〉ハードウェア・ソフトウェアの購入開発費用の5分の1（小規模事業者は2分の1）〈②設備投資促進補助金〉生産性の向上・合理化・省力化のための機械設備や生産補助設備の購入費用の5分の1（小規模事業者は3分の1）

補助上限＝①は20万円（事業所税を加算した場合は30万円）②は80万円（事業所税を加算した場合は120万円）

申請書の配布＝本市ホームページで1月11日（火）～18日（火）に市役所産業政策課（☎027-257-0677）へ直接



申請書の配布＝本市ホームページで1月4日（火）～31日（月）に市役所産業政策課（☎027・898・6983）へ直接

○ 屋外広告物講習会を開催

市内で屋外広告業を営むために必要な業務主任者資格を得ることができる屋外広告物講習会を開催します。

時 3月1日（火）9時30分～17時

場 市役所

対 一般、先着40人

内容＝①広告物などに関する法令②広告物などの表示方法に関する事項③広告物などの施工に関する事項

¥ 3,000円

申 1月21日（金）までに申込書に記入し、市役所都市計画課（☎027・898・6974）へ直接



税

○ 期限を守って償却資産の申告を

土地や家屋を除く事業用資産は償却資産。固定資産税の課税対象です。市内で事業を行っている事業者は自己利用でも貸し付けでも、毎年1月1日現在で市内に保有する事業用資産について1月31日（月）までに償却資産申告書を市役所資産税課に提出してください。申告が必要な償却資産は、厨房設備や冷蔵庫、医療機器、

○ 家屋を壊したら連絡を

課税されている家屋を取り壊したときは、今年中に市役所資産税課へ連絡してください。12月31日（金）までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税が課税されません。なお、年をまたいで滅失の連絡をする場合は、解体証明書の提出が必要です。

問 同課

☎027・898・6219

その他の情報

● 休日当番動物病院案内

問 録音案内

☎027・283・8333



事務機器、ベッド、パーム器、洗面設備、ルームインジケータ設備、ビニールハウス、農耕用機器、印刷機、裁断機、パワートンネル、工具、金型、溶接機、構内舗装、舗装、柵、駐車装置、太陽光発電設備などです。昨年の申告者には申告書かハガキを郵送。届かない場合でも該当者は申告が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。また、エルタックスでの電子申告もできます。申告がない場合は、後日調査に何うことがあります。

☎027・898・5854

問 同課

手話で話そう

☎障害福祉課
☎027-220-5711
ファクス027-223-8856



今回は、クリスマスに関する手話です。さまざまなクリスマスソングは手話でも歌えます。ぜひ挑戦してください。本市公式YouTubeチャンネルでも紹介動画を公開しています。

クリスマス



両手の人差し指で×印を作り、左右斜め下へ引き下ろす

プレゼント



左手の平の上方で、つまんだ2指を下向きにして、同時に差し出すように前へ出す

サンタクロース



両手で持った大きな袋を肩で担ぐよううなぐさをする

トナカイ



手の平を前方に向けた3指を半回転させながら上げる

※新型コロナウイルス感染症の状況により一部の相談を中止する場合があります。必ず最新情報を確認してから来場してください。

12月の各種無料相談

相談名・問い合わせ	日 時	会 場	相談名・問い合わせ	日 時	会 場
法律相談 ☎027-898-6100	火曜13時～16時（前週の木曜14時～当日12時まで（1月4日（火）の予約は12月23日（木）14時～28日（火）17時まで）に電話で予約を。相談は受け付け順で時間指定はできません。先着6人まで）	市役所 市民相談提案係 ※相談は年度内に1人1回	公証相談 ☎027-898-6100	12月13日（月）13時～15時	市役所 市民相談提案係 （受け付けは相談終了時間の15分前まで）
	12月9日（木）13時～15時	大胡支所	司法書士、土地家屋調査士相談 ☎027-898-6100	12月10日（金）13時～16時	
	12月14日（火）13時～15時	かすかわ老人福祉センター	月いち健康相談 ☎027-220-5708	12月17日（金）9時～11時	保健センター
	12月15日（水）13時～16時	市役所 市民相談提案係	精神科医によるこころの相談 ☎027-220-5787	12月8日（火）・22日（火）、13時30分～15時（各予約制）	市保健所
行政相談 ☎027-898-6100	12月17日（金）13時～15時	桂萱市民サービスセンター	心配ごと相談 ☎027-237-5006	月曜～金曜、13時～16時	総合福祉会館
	12月20日（月）13時～15時	宮城支所			
	1月5日（火）13時～15時	富士見公民館	外国人相談 （英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語） ☎027-243-7788	月曜13時～17時、 木曜9時～13時	市役所 外国人相談窓口
	1月7日（金）13時～15時	東市民サービスセンター			

※市民相談（☎027-898-6100）は平日の8時30分～17時15分。家庭児童相談（☎027-223-4148）、母子・父子相談（☎027-220-5701）、DV相談（☎027-898-6524）、男女共同参画相談（☎027-898-6520）、就学に向けての相談（☎027-210-1234）、消費生活・多重債務相談（☎027-230-1755）は平日の9時～17時。教育・青少年相談（☎027-230-9090）は平日の10時～17時。自殺予防「群馬いのちの電話」（☎027-221-0783）は9時～24時。みんなの人権110番（☎0570-003-110）は平日の8時30分～17時15分。

人権標語

第七中3年
坂本結梨優さん

話す距離は離れても 心の距離は縮めよう